

白山市景観まちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、白山市景観条例（平成22年白山市条例第20号。以下「条例」という。）第35条第1項の規定に基づき、景観づくりを推進するため、建築物の外観の修景に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、白山市補助金交付規則（平成17年白山市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象区域)

第2条 補助金の対象となる区域は、条例第8条第3号の重点地区のうち、次に掲げるまちなみ重点地区の区域とする。

- (1) 松任横町まちなみ重点地区
- (2) 松任西新町まちなみ重点地区
- (3) 美川宮前通りまちなみ重点地区
- (4) 美川新町西町内まちなみ重点地区
- (5) 鶴来本町通りまちなみ重点地区
- (6) 鶴来新町通りまちなみ重点地区
- (7) 鶴来今町通りまちなみ重点地区
- (8) 白峰まちなみ重点地区

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、前条各号に掲げるまちなみ重点地区の区域内において、建築物、外構、屋外広告物又は駐車場を所有し、占有し、又は管理する者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める基準により算出した額とする。

(適用除外)

第5条 市長は、この告示により補助金の交付の対象となったものについては、当該補助金の交付を受けた年から15年間（建築物を伝統的な塗布仕上げにより外観を修景したものについては、7年間）は、補助金を交付しない。

(申請書等)

第6条 この告示の実施に必要な申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 規則第3条に規定する補助金交付申請書（規則様式第1号）
- (2) 規則第5条に規定する補助事業変更等承認申請書（規則様式第2号）
- (3) 規則第6条に規定する補助金交付決定通知書（規則様式第3号）
- (4) 規則第12条に規定する補助事業実績報告書（規則様式第5号）
- (5) 規則第13条に規定する補助金交付確定通知書（規則様式第6号）
- (6) 規則第15条に規定する補助金請求書（規則様式第7号）

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和4年2月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助率	限度額
建築物（外壁、格子、屋根等）の新築、改築、修繕等に伴う外観の修景に要する経費	2分の1以内	2,000,000円
建築物（外壁、格子、屋根等）の新築、改築、修繕等に伴う外観の修景に係る設計及び監理に要する経費	10分の1以内	100,000円
伝統的な塗布仕上げによる建築物（外壁、格子、ひさし等）の外観の修景に要する経費	2分の1以内	500,000円
門扉、土塀、板塀及び石積の修復又は整備に要する経費	2分の1以内	1,000,000円

石貼り舗装（前面道路と修景する建築物及び工作物との間の部分に限る。）、竹垣、生垣及び花壇の修復又は整備に要する経費	2分の1以内	500,000円
建築設備（エアコン室外機、給湯器、自動販売機等）の隠蔽又は撤去に要する経費	2分の1以内	500,000円
通りに面する屋外広告物（店舗の屋号看板等とし、製品等の宣伝看板は除く。）の撤去、修復又は整備に要する経費	2分の1以内	500,000円
通りに面する駐車場の修復又は整備及び緑化に要する経費（門扉、土塀、板塀、石貼り舗装、竹垣、生垣及び花壇の整備を含む。）	2分の1以内	500,000円

備考 補助対象経費が2以上ある場合の限度額は、当該対象経費の限度額のうち最大のものを限度額とする。ただし、建築物の新築、改築、修繕等に伴う外観の修景に係る設計及び監理に要する経費については、他の補助金の対象経費と区別し、当該対象経費の限度額によるものとする。